

目次

本書の活用にあたって9

I 労働安全衛生法関係法令

1 労働安全衛生法	14
① 制定の趣旨及び改正の経緯	14
② 労働衛生関係主要条項	17
1 第1章 総則関係	17
2 第2章 労働災害防止計画関係	19
3 第3章 安全衛生管理体制関係	19
4 第4章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置関係	51
5 第5章 機械等並びに危険物及び有害物に関する規制	72
6 第6章 労働者の就業に当たっての措置関係	97
7 第7章 健康の保持増進関係	104
8 第7章の2 快適な職場環境の形成のための措置	129
9 第8章 免許等関係	130
10 第9章 事業場の安全又は衛生に関する改善措置等関係	137
11 第10章 監督等関係	141
12 第11章 雑則関係	164
13 第12章 罰則	169
③ 衛生管理者規程	170
2 労働安全衛生法関係厚生労働省令	175
① 労働安全衛生規則（第3編）	175
1 第1章 有害な作業環境関係	175
2 第1章の2 廃棄物の焼却施設に係る作業関係	178
3 第2章 保護具等関係	179
4 第3章 気積及び換気関係	181
5 第4章 採光及び照明関係	181
6 第5章 温度及び湿度関係	182
7 第6章 休養関係	183
8 第7章 清潔関係	184
9 第8章 食堂及び炊事場関係	187
10 第9章 救急用具関係	188
② 有機溶剤中毒予防規則	189
1 第1章 総則関係	190

2 第2章 設備関係	193
3 第3章 換気装置の性能等関係	195
4 第4章 管理関係	197
5 第5章 測定関係	198
6 第6章 健康診断関係	200
7 第7章 保護具関係	201
8 第8章 有機溶剤の貯蔵及び空容器の処理関係	202
9 第9章 有機溶剤作業主任者技能講習関係	202
③ 鉛中毒予防規則	203
1 第1章 総則関係	205
2 第2章 設備関係	207
3 第3章 換気装置の構造、性能等関係	212
4 第4章 管理関係	214
5 第5章 測定関係	216
6 第6章 健康管理関係	217
7 第7章 保護具等関係	218
8 第8章 鉛作業主任者技能講習関係	219
④ 四アルキル鉛中毒予防規則	220
1 第1章 総則関係	222
2 第2章 四アルキル鉛等業務に係る措置関係	222
3 第3章 健康管理関係	225
4 第4章 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習関係	226
⑤ 特定化学物質障害予防規則	227
1 第1章 総則関係	228
2 第2章 製造等に係る措置関係	239
3 第3章 用後処理関係	240
4 第4章 漏えいの防止関係	242
5 第5章 管理関係	245
6 第5章の2 特殊な作業等の管理関係	248
7 第6章 健康診断関係	254
8 第7章 保護具関係	255
9 第8章 製造許可等関係	255
10 第9章 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習関係	256
11 第10章 報告関係	256
⑥ 高気圧作業安全衛生規則	257
1 第1章 総則関係	259
2 第2章 設備関係	259

3	第3章	業務管理関係	260
4	第4章	健康診断及び病者の就業禁止関係	262
5	第5章	再圧室関係	263
6	第6章	免許関係	263
7	電離放射線障害防止規則		264
1	第1章	総則関係	268
2	第2章	管理区域並びに線量の限度及び測定関係	270
3	第3章	外部放射線の防護関係	272
4	第4章	汚染の防止関係	275
5	第4章の2	特別な作業の管理関係	278
6	第5章	緊急措置関係	278
7	第6章	エックス線作業主任者及びガンマ線透過写真撮影作業主任者関係	279
8	第6章の2	特別の教育関係	281
9	第7章	作業環境測定関係	282
10	第8章	健康診断関係	283
11	第9章	指定緊急作業等従事者等に係る記録等の提出等	284
12	第10章	雑則関係	285
8	東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を 除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則		286
1	第1章	総則関係	288
2	第2章	除染等業務における電離放射線障害の防止	288
3	第3章	特定線量下業務における電離放射線障害の防止	292
4	第4章	雑則	293
9	酸素欠乏症等防止規則		294
1	第1章	総則関係	294
2	第2章	一般的防止措置関係	297
3	第3章	特殊な作業における防止措置関係	300
4	第4章	酸素欠乏危険作業主任者技能講習及び酸素欠乏・硫化水素危険作業 主任者技能講習関係	302
5	第5章	雑則関係	302
10	粉じん障害防止規則		303
1	第1章	総則関係	304
2	第2章	設備等の基準関係	305
3	第3章	設備の性能等関係	308
4	第4章	管理関係	310
5	第5章	作業環境測定関係	311

付録

6	第6章	保護具関係	312
11	石綿障害予防規則		317
1	第1章	総則関係	318
2	第2章	石綿等を取り扱う業務等に係る措置関係	320
3	第3章	設備の性能等関係	324
4	第4章	管理関係	325
5	第5章	測定関係	328
6	第6章	健康診断関係	329
7	第7章	保護具関係	330
8	第8章	製造等関係	330
9	第8章の2	石綿作業主任者技能講習関係	330
10	第9章	報告関係	331
12	事務所衛生基準規則		332
1	第1章	総則関係	332
2	第2章	事務室の環境管理関係	332
3	第3章	清潔関係	337
4	第4章	休養関係	338
5	第5章	救急用具関係	338
13	機械等検定規則等		339
1	機械等検定規則		339
2	防じんマスクの規格		339
3	防毒マスクの規格		342
4	電動ファン付き呼吸用保護具の規格		344
3	じん肺法及び同法施行規則		347
1	第1章	総則関係	348
2	第2章	健康管理関係	353
3	第4章	政府の援助等関係	357
4	作業環境測定法（抄）		358
1	第1章	総則関係	358
2	第2章	作業環境測定士等関係	360
3	第3章	作業環境測定機関関係	360
1	安全衛生管理組織		362
2	衛生管理者等の選任・設置数		363
3	労働衛生関係届出・申請等		364
4	特殊健康診断一覧		373
5	派遣中の労働者に関する派遣元・派遣先の責任分担		408

II 労働基準法

労働基準法	414
① 制定の趣旨及び改正の経緯	414
② 労働基準法の概要	415
1 第1章 総則関係	415
2 第2章 労働契約関係	418
3 第3章 賃金関係	423
4 第4章 労働時間、休憩、休日及び年次有給休暇関係	425
5 第5章 安全及び衛生関係	447
6 第6章 年少者関係	447
7 第6章の2 妊産婦等関係	450
8 第7章 技能者の養成関係	455
9 第8章 災害補償関係	456
10 第9章 就業規則関係	462
11 第10章 寄宿舎関係	464
12 第11章 監督機関関係	472
13 第12章 雑則関係	475
14 第13章 罰則関係	478
15 第14章 附則関係	479
16 別表関係	481
女性労働基準規則による就業制限業務	483
付録	
1 健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針(抄)	486
2 過重労働による健康障害防止のための総合対策(抄)	489
3 労働者の心の健康の保持増進のための指針(概要)	493
4 事業場における労働者の健康保持増進のための指針(抄)	496
5 心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針(抄)	500
6 労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針(抄)	502
参考	

本書の活用にあたって

1 法令の基礎知識

(1) 法律、政令及び省令

国民を代表する機関である国会が制定した「法律」と、法律の委任を受けて内閣が制定した「政令」、及び厚生労働省など専門の行政機関が制定した「省令」などの命令をあわせて一般に「法令」と呼んでいる。

労働安全衛生に関する法律として、昭和47年に労働基準法(昭和22年制定)から分離独立する形で「労働安全衛生法」が制定されている。(詳細は、労働安全衛生法の「制定の趣旨及び改正の経緯」(19ページ)及び労働基準法の「制定の趣旨及び改正の経緯」(415ページ)を参照。)

また、労働安全衛生法とは別に、「じん肺法」、「作業環境測定法」及び「炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法」などが定められている。

国民の権利や義務に関係のない事項、例えば技術的なことなどについても法律に定めることが理想的である。しかし、日々変化する社会情勢、進歩する技術に関する事項をその都度法律で定めていたのでは変化に対応することはできない。むしろそうした専門的、技術的な事項については、それぞれ専門の行政機関に任せることが適当である。

そのため、法律を実施するための規定や、法律の規定を補完あるいは具体化したリ、より詳細に解釈する権限が行政機関に与えられている。これを「法律」による「命令」への「委任」と言い、内閣(内閣総理大臣とその他の国务大臣で組織され、国の行政権を担当する最高の合議機関)の定める命令を「政令」、行政機関の長である大臣が定める「命令」を「省令」(厚生労働大臣が定める命令は「厚生労働省令」と呼んでいる)と呼んでいる。

(2) 労働安全衛生関係法令における政令と省令

労働安全衛生法関係法令において、政令としては「労働安全衛生法施行令」が制定されており、労働安全衛生法の各条に定められた規定の適用範囲、用語の定義などを定めている。

また、労働安全衛生法関係法令における省令には、すべての事業場に適用される事項の詳細等を定める「労働安全衛生規則」と、特定の設備や、特定の業務等を行う事業場だけに適用される「特別規則」がある。

「特別規則」としては、「有機溶剤中毒予防規則」、「鉛中毒予防規則」、「四アルキ